

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までA県B郡に所在したC会社D炭鉱において坑内電気工として従事していた。

被災者は、同炭鉱を離職した後、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3イ、続発性気管支炎」の決定を受け、粉じん作業に従事した最終事業場となる同炭鉱を管轄する監督署長に対して療養補償給付の請求をしたところ、同年〇月〇日を症状確認日として、監督署長はこれを支給する決定を行った。

その後、被災者は、複数の医療機関にて加療を続けていたところ、平成〇年〇月〇日、E病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「特発性間質性肺炎」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者は粉じんばく露業務に起因して発症した間質性肺炎により死亡したことは明白であるので、業務起因性を認めるべきであると主張している。

(2) E病院F医師作成の平成〇年〇月〇日付け死亡診断書には、「直接死因：特発性間質性肺炎」と記載されているところ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の傷病名を特発性間質性肺炎急性増悪としている。また、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者の死亡原因は特発性間質性肺炎で妥当と判断する旨述べており、さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、要旨、被災者は特発性間質性肺炎に分類される特発性非特異的間質性肺炎（Idiopathic NSIP【Non-Specific Interstitial Pneumonia】）が進行し、最終的にはその急性増悪による呼吸不全で死亡に至ったと考えられる、と述べている。当審査会としても、被災者の胸部X線像、間質性肺炎のマーカーである血清KL-6高値所見（1042U/mL）、肺生検所見、治療内容等からみて、各医師の意見は妥当であり、被災者は特発性間質性肺炎の急性増悪による呼吸不全により死亡したと判断する。

(3) 被災者の特発性間質性肺炎による死亡とじん肺及びその合併症との関係について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「原因不明の特発性間質性肺炎とじん肺及びじん肺合併症との関連は否定出来ないと考える。」と述べ

ている。これに対し、H医師は、上記意見書において、要旨、被災者のじん肺及びその合併症は重篤なものではなく、被災者の死亡に多少のじん肺の影響があったことは否定出来ないものの死亡とじん肺との間に相当因果関係があったとは認め難いと述べており、また、I医師も上記鑑定意見書において、被災者の胸部X線像等を詳細に検討し被災者は肺野の粒状影が乏しく、じん肺としてはおおむね安定していたと推測され、被災者のじん肺及びその合併症と直接死因との間に相当因果関係があったとは言い難い旨述べている。

上記G医師の意見は、特発性間質性肺炎とじん肺及びその合併症との因果関係を否定できないとしているものの、あくまでもその可能性を指摘したにすぎず、当審査会としても、上記H医師及びI医師の意見は妥当であり、被災者の特発性間質性肺炎がじん肺及びその合併症により発症したとする明らかな医学的根拠を認めることはできない。

(4) 以上のことから、被災者の死亡とじん肺及びその合併症との間には、相当因果関係を認めることはできず、したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(5) そのほか、請求代理人の主張及び審査資料を子細に検討したが、前記判断を左右する点は見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。